年収の壁の改正の概要

改正箇所

社会保険の年収
（通勤手当含む）

一時的な収入増加の場合は適用しなくても可
※事業主の証明が必要

社会保険の壁

①従業員数51人以上の勤務先の場合、週20時間以上勤務する場合は、**社会保険の加入が必要**になる。
⇒保険料負担増加

①以外の法人の場合に、、
社会保険の扶養から外れ、国民健康保険等への加入が必要になる。
※60歳以上または障害者は180万円以上

106万

108万
例）草津市

123万

130万

150万
160万

税金の壁

草津市の場合
43万＋65万 ＝ 108万
（基礎控除＋給与所得控除）
⇒本人に住民税発生
（年収108万を超える部分の10%相当）

58万＋65万＝123万
（扶養控除所得要件＋給与所得控除）

・19歳～23歳以外の者の扶養控除が取れない
⇒扶養者の税金増

95万＋65万＝160万
（基礎控除＋給与所得控除）

・本人に所得税発生
※実際には社保料の負担増などにより190万程度から発生する。

・配偶者の扶養の場合は、160万以降、段階的に控除額が低減する。
⇒配偶者の税金増
95万＋65万＝160万
（配偶者特別控除上限ライン ＋ 給与所得控除）

・19歳～23歳の者の扶養の場合は、150万以降、段階的に控除額が低減する。**⇒扶養者の税金増**
85万 ＋ 65万＝150万
（特定親族特別控除上限ライン＋給与所得控除）

・働きながら学校に通う方の場合は、150万円以降、勤労学生控除が取れない。85万 ＋ 65万 ＝150万（勤労学生控除要件＋給与所得控除）

税務上の年収
（通勤手当含まない）

2025．4．30 時点
取扱未確定項目